

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則

平成五年三月二十六日
規則第十九号改正 平成 九年 三月三十一日規則第二九号 平成一一年一二月二八日規則第八九号
平成一二年一〇月一三日規則第一五八号

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第二条 条例第六条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類（条例第五条第一項に規定する養成施設の第一学年に在学する者にあつては第三号に掲げる書類、県内の当該養成施設に在学する者にあつては第四号に掲げる書類、条例第九条第一項第一号に規定する中高年離職者以外の者にあつては第五号に掲げる書類を除く。）を添えて提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 在学証明書
- 三 学業成績証明書
- 四 住民票
- 五 離職証明その他の離職者であることを証明する書類
一部改正〔平成一二年規則一五八号〕

(連帯保証人)

第三条 条例第六条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付決定取消事由等の届出)

第四条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、辞退（退学・休学・停学・長期欠席）届（別記第三号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 辞退するとき。
 - 二 退学するとき。
 - 三 休学するとき。
 - 四 停学になったとき。
 - 五 長期欠席するとき。
- 2 前項第三号から第五号までの規定による届出をした者が復学したときは、直ちに復学届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第五条 条例第八条の規定により修学資金の返還をしようとする者は、修学資金返還届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第六条 条例第九条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(業務従事期間の計算)

第七条 条例第九条第一項に規定する業務従事期間の計算は、月数による。

(債務免除の計算方法)

第八条 条例第九条第二項第一号の規定により免除することができる返還の債務の額は、県内における業務従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第七条第二項の規定により修学資金の貸付

けを受けなかった期間を除き、かつ、当該貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。)の二分の七(過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者が業務に従事した場合にあっては、二分の三)に相当する期間で除して得た数値(当該数値が一を超えるときは、一とする。)を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

2 前条の規定は、条例第九条第二項第一号の業務従事期間の計算について準用する。

一部改正〔平成一二年規則一五八号〕

(返還猶予の申請)

第九条 条例第十条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十条 条例第十一条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十一条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録届の提出)

第十二条 借受人は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二十八条又は第四十二条第一項の規定による社会福祉士又は介護福祉士(以下「社会福祉士等」という。)の登録を受けたときは、直ちに登録届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(就業届等の提出)

第十三条 借受人は、社会福祉士等の業務に従事したときは、直ちに就業届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(退職(転出)届の提出)

第十四条 借受人は、退職し、又は転出したときは、直ちに退職(転出)届(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十五条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日現在の現況報告書(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

(氏名変更届等の提出)

第十六条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名(住所)変更届(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第十七条 借受人は、第二条、第三条及び第十一条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

(点字による申請等)

第十八条 第二条から第六条まで及び第九条から第十六条までの規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後

においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年十月十三日規則第百五十八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

別 記

第一号様式

（第二条）

第二号様式

（第三条第二項）

第三号様式

（第四条第一項）

第四号様式

（第四条第二項）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第五号様式

（第四条第三項）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第六号様式

（第五条）

第七号様式

（第六条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第八号様式

（第九条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第九号様式

（第十条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十号様式

（第十一条）

第十一号様式

（第十二条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十二号様式

（第十三条第一項）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十三号様式

（第十三条第二項）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十四号様式

（第十四条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十五号様式

（第十五条）

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十六号様式

（第十六条）

一部改正〔平成11年規則89号〕